

「もうひとつの京都」観光資源発掘事業補助金

申請の手引き

【募集期間】

令和4年4月8日（金）～令和4年5月13日（金）

【募集する取組】

新型コロナウイルス感染症の影響により大きな影響を受けた府内の観光需要の回復を図るため、地域の観光資源の発掘・磨き上げを行う取組

【事業対象者】

- ① 京都府内に拠点を有する観光関連事業者
- ② ①が1者以上参画するグループ

【補助対象期間】

交付決定日～令和5年3月15日（水）

【申請書の持参または郵送先】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府政策企画部企画参事（中部担当・府民協働担当）
電話 075-414-4528 FAX 075-414-4389
メールアドレス kikaku-chubu@pref.kyoto.lg.jp

目次

1. 趣旨・目的	2
2. 補助事業者の要件	2
3. 対象事業	3
4. 補助対象経費	4
5. 申請手続	5
6. 評価方法	7
7. 交付決定	7
8. 事業の進捗、成果等	8
9. その他	8
「もうひとつの京都」観光資源発掘事業補助金交付要領	9
補助金等の交付に関する規則	16

1. 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染は第6波のピークを過ぎ、まだまだ平時への移行期間として基本的な感染対策が必要な状況にあるものの、コロナ禍で大きな影響を受けている京都府内の観光地では、失われた観光需要を回復していくことが求められています。

そうした中で、地域の観光資源を WITH・POST コロナ期における観光コンテンツとして磨き上げ、より一層地域の魅力を高めるために、府域の観光関連事業者が交通や農林水産業、地場産業等の多様な主体と連携し、地域の観光資源の発掘・磨き上げを行う取組を公募の上、補助事業として実施します。

<スケジュール>

日程	内容	備考
R4/4/8 ~R4/5/13	募集	京都府政策企画部企画参事（中部担当・府民協働担当）に交付申請書一式を提出
6月上旬	交付決定通知	交付決定前に着手する場合、事前着手届を提出
6月上旬	事業開始	概算払を希望する場合は、概算払申請書を提出
R5/3/15 まで	事業完了・実績報告書提出	・補助対象期間内に全ての納品・支払等を完了しておくこと ・実績報告書は、事業完了14日以内又は、3/15のいずれか早い日までに提出
3月中旬	実績報告書確認・検査	
3月下旬	補助金の額の確定	
R5/3/31 まで	補助金の振込	

2. 補助事業者の要件

(1) 補助金の対象となる者は、次の要件を満たす者とします。

- ① 京都府内に拠点を有する観光関連事業者（※1）
- ② ①に掲げる事業者が1社以上参画するグループ（※2）

※1 「拠点」とは、本事業に係る調査や検討、製品やサービスの開発、生産や販売、サービスの提供、営業等の事業活動を遂行する本社・本店、支店、営業所、事業所、研究所等をいいます。

※2 府外の事業者も含めた複数の事業者等による協働した取組も対象としますが、京都府内に拠点を有する事業者が1社以上参画し、かつ、京都府内に拠点を有する事業者が申請者となる必要があります。

(2) 以下に該当する者は、申請できません。

また、申請後に該当することが明らかとなった場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

ア 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことが

ある場合及び京都府税の滞納がある場合

- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど）及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- ウ 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
- エ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき
- オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- ク 資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その相手方が上記「ウ」から「キ」までに掲げる要件のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- ケ 上記「ウ」から「キ」までに掲げる要件のいずれかに該当する者を資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約の相手方とした場合（前号に該当する場合を除く。）に、京都府が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき

3. 対象事業

(1) 対象となる取組

新型コロナウイルス感染症の影響により大きな影響を受けた府内の観光需要の回復を図るため、地域の観光資源の発掘・磨き上げを行う取組

(2) 留意点

ア 地域に根ざした様々な事業者が幅広く連携することにより、地域全体における観光需要の回復や地域経済の活性化に資する取組とすること。

イ 各事業を通じて構築する関係者の連携体制や本事業で磨き上げた観光資源について、翌年度以降、自立的、継続的な取組とし、どのように活かしていくのかについても意識した取組とすること。

ウ 既存のハード施設やイベントの開催も事業の対象とするが、地域の他の観光資源を新たに活用するなど、事業実施効果がより広く地域に波及するように磨き上げを行うこと。

エ 観光資源の磨き上げにあたっては、ターゲットとなる属性（年代、収入（富裕層、中間所得層等）、嗜好（歴史、文化、自然など）、旅行形態（個人、団体、家族、夫婦、リピーター等））を明確に設定すること。その上で、設定したターゲットやその

ターゲットを熟知した有識者に対するヒアリングを行うなどにより、ターゲットとして設定した旅行者が実際に地域を訪れるようなものとなるよう工夫すること。

オ 市町村単位又は複数の市町村にまたがる取組も対象とするが、事業を実施する市町村を所管する地域連携DMOからの確認書を事前に得ていること。(向日市、長岡京市、大山崎町を対象とする場合、確認書は不要)

カ 事業効果を検証するため、アンケート等の手法によって参加者の満足度等を調査することが望ましい。必要な調査項目については、調査事業者と調整すること。

(2) 補助率、補助上限

補助率：4／5以内、補助上限：15,000千円

(3) 事業対象エリア

「もうひとつの京都」エリアを対象に実施する事業であり、次のエリア毎に原則として以下の事業数を上限に選定する予定です。

ただし、応募状況等によっては、エリア毎の上限に関わらず事業を採択する場合があります。

エリア	対象市町村	上限	地域連携DMO
北部	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	3	海の京都 (0772-68-5055)
中部	亀岡市、南丹市、京丹波町、京都市右京区京北	3	森の京都 (0771-22-9800)
南部	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	4	お茶の京都 (0774-25-3239)

4. 補助対象経費

(1) 補助対象経費

交付決定日から令和5年3月15日(水)までの活動に要した経費が対象です。

ただし、事前着手届を提出された場合は交付決定日以前の活動に要した経費についても対象になる場合があります(認められない場合もありますので御了承ください。)

対象経費の詳細については、本補助金交付要領第6条に基づく別表1に定められていますので、御確認ください。

(参考) 対象とならない経費の例

- ・旅費・交通費としての タクシー代、ガソリン代、レンタカー代、高速料金、駐車料(公共交通機関のない場合を除く。)
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、総務財務などのソフトウェア資産、本事業の使用と特定できない自動車)の購入費
- ・電話加入権、電話代(本事業に係る経費と特定できる場合を除く。)、雑誌定期購読料、新聞代、団体等の会費
- ・既存の建物・設備等の解体費・処分費
- ・日本の特許庁に納付される知的財産権に係る手数料等
- ・中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費

- ・借入に伴う支払利息、官公署に支払う手数料等、振込手数料
- ・対象期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（テスト販売を除く。）
- ・料理などの飲食及び贈答のために購入する土産物に係る経費、接待費
- ・帳簿、証憑等により、発注・契約、納品（検収）・履行完了、支払（決裁）等の経理処理が適切に行われたことを確認できない経費
- ・補助事業の遂行に直接関係しない経費（補助事業に直接関係のない会社案内のホームページ製作費等）
- ・用地取得費用及び補償費
- ・上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

（２）補助対象経費における消費税の取扱いについて

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となり、課税事業者である補助事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者

5. 申請手続

（１）申請様式

ア 申請書等の様式は、京都府政策企画部企画参事ホームページからダウンロードしてください。

【URL:<https://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/147/news/kankoshigen2.html>】

イ 提出は、1部とします。

各書類はA4判、片面印刷で提出してください。記入は内容の正確性を期すため、Word、Excelを使用し、判読しやすいように日本語で作成してください。

ウ 提出された書類は評価、採択、管理等の本事業に必要な一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。なお、提出された書類等の返却はいたしません。

エ 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、申請資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、御注意ください。

オ グループ申請の場合は、代表事業者が構成事業者等の申請書類を一括して提出してください。

	提出書類
作成書類	① 交付申請書、申請者の概要、担当者一覧表、事業計画書、補助金交付申請額内訳（第1号様式、第1号様式別紙1～4）
	② 構成事業者一覧表（第1号様式別紙5） ※グループ申請の場合のみ提出してください。
	③ 地域連携DMOの確認書（第2号様式） ※該当する場合のみ
	④ 事前着手届（第3号様式） ※該当する場合のみ
添付資料	⑤ 納税証明書（京都府税に滞納が無いことの証明書。発行後3カ月以内のもの。原本に限る） ※グループ申請の場合、全ての構成事業者が提出してください。
	⑥ 直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書） ※グループ申請の場合、全ての構成事業者が提出してください。 ※個人事業主の場合は、直近1期分の確定申告書（第一表、第二表）の写しを提出してください。

(2) 申請方法

ア 申請受付期間は次のとおりです。

令和4年4月8日（金）から令和4年5月13日（金）午後5時

イ 郵送又は持参により以下提出先へ提出してください。持参による場合は、平日の午前9時～午後5時に来庁ください。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府政策企画部企画参事（中部担当・府民協働担当）
電話 075-414-4528 FAX 075-414-4389
メールアドレス kikaku-chubu@pref.kyoto.lg.jp

(4) 提出された申請書類の取扱い

- ア 本事業における評価等の目的以外では使用しません。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととします。
- イ 評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- ウ 提出期限後に到着した応募書類は無効とします。
- エ 提出された書類は返却しませんので、御了承下さい。
- オ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負っていただきます。

6. 評価方法

- (1) 書面により評価を行います。
- (2) 評価は有識者等で構成される意見聴取会等の方法により行います。意見聴取会は非公開で行われ、評価経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて京都府関係者がヒアリング等を実施することがあります。その際、追加資料の提出を求められることがあります。

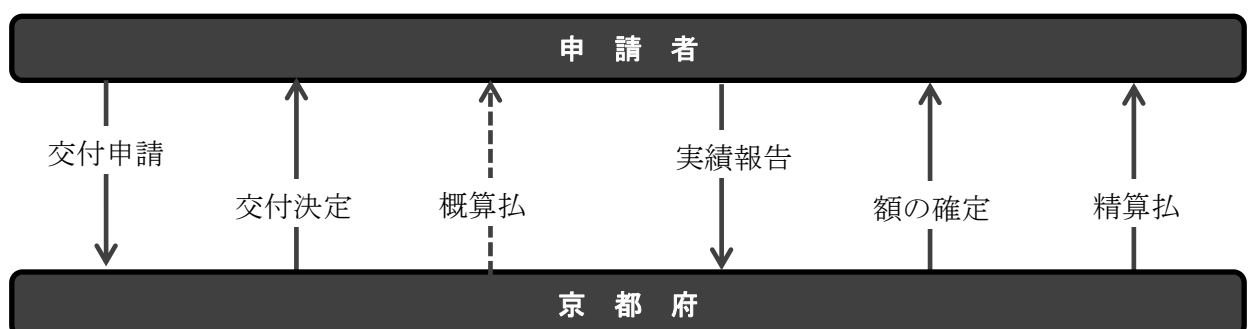
<評価基準>

次の基準に基づき総合的に評価します。

- ① 目標設定の妥当性
 - ・ 目標設定に至った背景や動機、課題把握の妥当性
 - ・ 設定した目標の妥当性
- ② 取組内容の具体性
 - ・ 補助対象事業の計画内容や手法、スケジュールの具体性
- ③ 取組に関する体制の妥当性
 - ・ 事業実施のための体制の妥当性
- ④ モデルや経済波及効果の可能性
 - ・ 対象事業において京都の新しいモデルとなる可能性
 - ・ 京都の地域経済等への波及効果の可能性
- ⑤ 費用対効果や実現可能性
 - ・ 補助対象事業の費用対効果の妥当性
 - ・ 補助事業終了後の実用化の可能性

7. 交付決定

- (1) 採否の結果については、京都府から通知し、併せて、交付決定通知を行います（6月上旬頃を予定）。なお、申請内容に係る評価や応募状況等を考慮し、交付申請された申請額を下回る額で採択することがあります。
- (2) その他留意事項
 - ア 採択案件については、公表の可否及び公表内容について、事前に申請者と調整・了承を得た上で、京都府のウェブサイトで公表するとともに、プレス発表など必要に応じて申請内容等を報道機関等へ紹介する場合があります。
 - イ 申請者の交付申請から補助金の支払いまでのフローは下記のとおりです。
なお、対象期間内に補助事業者に対して事業の進捗状況等の確認を行います。



8. 事業の進捗、成果等

- (1) 補助事業者と事前に調整・了承を得た上で、補助事業の途中における進捗状況や補助事業完了後の成果について、必要に応じて報道機関等へ紹介する場合があります。
- (2) 補助事業終了後に実績報告を提出してください。京都府による事業完了検査を実施します。
- (3) 補助金の支払いについては、京都府による完了検査の後、精算払により行います。ただし、補助事業者からの要請があった場合、その必要があると認めるときは、補助金額の70%に相当する額の範囲内で概算払をするものとします。
- (4) 事業完了後、必要に応じ、事業化の状況等について報告を行っていただくことがあります。

9. その他

- (1) 申請については、1者につき1提案に限ります。
- (2) 申請手続後に提出した書類の差替、訂正、再提出をすることはできません。ただし、府から指示があった場合を除きます。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (4) 業務に係る全ての成果品の著作権等の所有権は、補助事業者に帰属するものとします

「もうひとつの京都」観光資源発掘事業補助金交付要領

(目的)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた府内の観光需要の回復を図るため、地域の観光資源の磨き上げ・造成に取り組む者に対して、その経費の一部を支援するものとし、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及び本交付要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 拠点 本事業に係る事業活動を遂行する本社・本店、支店、営業所、事業所、研究所等をいう。
- (2) 観光関連事業者 個人事業者、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社をいう。）及び組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合をいう。）、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人・公益社団法人、一般財団法人・公益財団法人で、旅行業、交通産業、宿泊業、飲食産業、アミューズメント産業等の観光業に取り組む事業者をいう。
- (3) グループ 二以上の観光関連事業者により構成される者をいう。

(補助対象)

第3条 本事業の補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都府内に拠点を有する観光関連事業者
 - (2) 第1号の観光関連事業者が1社以上参画するグループ
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する者は本事業の対象としない。
- (1) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び京都府税の滞納がある場合
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど）及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
 - (3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき
 - (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (8) 資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その相手方が第3号から第7号までに掲げる要件のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (9) 第3号から第7号までに掲げる要件のいずれかに該当する者を資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約の相手方とした場合(前号に該当する場合を除く。)に、京都府が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき

(対象事業、補助率、補助限度額)

- 第4条** 対象事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな影響を受けた府内の観光需要の回復を図るため、地域の観光資源の発掘・磨き上げを行う取組とする。
- 2 補助率は5分の4以内、補助限度額は15,000千円とする。

(対象期間)

- 第5条** 補助金の交付の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、第8条に規定する補助金の交付の決定を行った日(以下「交付決定日」という。)から令和5年3月15日までとする。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると知事が認める場合は、交付決定日より前の日を対象期間の起算日とすることができる。

(対象経費)

- 第6条** 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表1に掲げる経費のうち、対象期間内に契約を行い、支払を完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。
- 2 前項の規定に関わらず、前条ただし書に規定する場合は、事前着手日から交付決定日までに発注・契約、納品、支払(決済)の全てを完了した経費は対象としない。

(交付の申請等)

- 第7条** 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は第1号様式に知事が別途指示する資料を添付して、知事が指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税等仕入控除額を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 申請者は、第5条ただし書に規定する場合で、起算日から交付決定日までに発生する経費を申請する場合には、前項の交付申請書に当該経費に係る契約書、発注書等の経費の内容がわかる書類及び第3号様式による事前着手届を添えて、知事に提出するものとする。
- 4 グループで申請する場合、グループを構成する事業者から代表者を選ばなければならない。
- 5 事業の対象地域を所管する地域連携DMO(海・森・お茶の京都DMO)からの確認書(第2号様式)を第1項の交付申請書に添付して提出するものとする。

(交付の決定)

- 第8条** 知事は、前条の交付申請書等の提出があったときは、内容を審査し補助金の交付が適当と認

めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。なお、知事は、必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

- 2 知事は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等の申請等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第7条の規定により提出した交付申請書等について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、予め変更承認申請書（第4号様式1）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の配分の変更について、その変更額の合計が交付決定額の概ね20%を超える変更をしようとするとき
- (2) 本事業の事業内容を著しく変更しようとするとき
- (3) その他知事が必要と認めるとき

2 補助事業者（グループの場合は代表事業者）は、第1号様式に記載した名称（法人名）、住所、代表者職氏名及び第1号様式別紙2に記載した担当者を変更するときは、第4号様式2による変更届を速やかに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、本事業を中止しようとするときは、第4号様式3による事業中止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業計画の変更等の承認等)

第10条 知事は、補助事業者から前条の申請を受理した場合は、内容を審査し、承認又は不承認及び補助金の変更交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(進捗状況の報告等)

第11条 知事は、本事業の遂行状況等について補助事業者に報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の報告を求められた場合は、第5号様式による進捗状況報告書に実績を記入したものを知事が求める帳簿、証憑等を添付し、別に通知する日までに提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査、指導、評価等を行うものとし、補助事業者はこれに応じなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、本事業が完了したとき（事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了日から10日を経過した日又は令和5年3月15日のいずれか早い日までに、第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定により実績報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる本事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者

に通知するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(補助金の概算払)

第14条 補助事業者は、知事が必要と認める場合は、交付決定を受けた補助金の額の70パーセントに相当する額を限度として、補助金の概算払を受けることができるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、第7号様式による概算払申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、規則第14条に規定する額の確定において、確定した補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、補助事業者に対し、期限を付して超過分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができるものとする。

(1) 第9条第3項の規定による事業中止承認申請書を第10条の規定により承認したとき

(2) 本要領、交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき

(3) 交付申請書、その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき

(4) 法令違反など社会通念上不適切な行為と知事が認めたとき

(5) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき

(6) 被災等により補助事業の遂行ができないと知事が認めたとき

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消等の決定を行った場合には、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、本事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の翌年度から10年度間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、本事業が完了した後も本事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

3 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものについて、第8号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにするとともに、知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用や処分（譲渡、廃棄等）を行ってはならない。

4 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ第9号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、前項の規定により承認した補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産を処分したこと

による収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を府に納付させることができる。
なお、納付額は別表2に定めるとおりとする。

(進捗状況や成果の公表等)

第18条 知事は、補助事業者と事前に調整・了承を得た上で、補助事業の途中における進捗状況や補助事業完了後の成果を公表することができる。また、知事は、補助事業者と事前に調整・了承を得た上で、補助事業者に進捗状況や成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、知事が前項に規定する公表や発表を行うときは、これに協力しなければならない。

(事業完了後の状況報告)

第19条 知事は、必要に応じて補助事業終了の翌年度以降の事業化の状況等について、補助事業者に報告を求めることができる。その場合の報告内容については別に指示するものとする。

(成果の帰属)

第20条 補助事業の実施により発生した特許権等の知的財産権、成果の帰属先は、次の各号に該当する項目を遵守することを条件に補助事業者とする。

- (1) 補助事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生し、知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、第10号様式による取得報告書を遅滞なく知事に報告すること。
- (2) 相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、知事が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

対象経費

本事業活動に直接関係する次に掲げる経費で知事が必要かつ適当と認める経費

費 目	説 明
旅費	補助対象事業の遂行に直接関与する「担当者」の事業活動に必要な旅費・交通費（公共交通機関の利用に限る。）
材料費・消耗品費	補助事業遂行に必要な資材・部品・消耗品等の購入等に要する経費
財産・備品購入費等	機械・備品の購入費・リース料・割賦料、機械・備品の製作・改造・使用に要する経費、補助事業遂行に必要な土地・建物の賃借料 ※上記と一体的に発注するもの（機械装置等の設計、設置、運搬費、機械装置等と一体となるソフトウェア購入費等）も含む。 ※対象期間分のみが補助対象となる。
外注・委託費	市場調査、システム開発、ホームページ（web サイト）制作等に要する経費
工事費	補助事業遂行に必要な工事費
測量試験費	測量及び試験費
その他経費	会議費（講師や専門家等への旅費・謝礼金、視察のための経費、外部のセミナー・講習会の受講料、会議や講演などを開催する際の会場や備品等の利用に要する経費）、広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費、展示会出展費用、設備購入費（本事業を行うために必要な経費に限る）、人件費（現に雇用している申請企業等の従業員の人件費は除く。）、上記に掲げるもののほか本事業を実施するために特に必要と認める経費

- ※ 1 他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は補助対象にならない。
- ※ 2 原則として、補助対象経費には消費税を含めない。ただし、以下に掲げる事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。
 - (1) 消費税法における納税義務者とならない事業者
 - (2) 免税事業者である補助事業者
 - (3) 簡易課税事業者である補助事業者
- ※ 3 「担当者」とは補助事業に直接関与する、本要領第 1 号様式別紙 2 に記載された者をいう。
- ※ 4 50 万円以上の財産・備品発注は相見積もり又は選定理由書が必要。また、取得価格が 50 万円以上の場合は、財産管理台帳に記載し管理するものとする。
- ※ 5 グループでの交付申請の場合、グループを構成する事業者への発注経費は、対象経費として認められない。
- ※ 6 宿泊費は次の額を上限に、対象経費に認められる。
 - (1) 宿泊地が東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市の場合：10,900 円／泊
 - (2) 宿泊地が（1）以外の場合：9,800 円／泊
 - (3) 宿泊地が海外の場合：京都府が定める外国旅行の旅費の計算等に関する要領別表第 2 の宿泊料
- ※ 7 用地買収費及び補償費は対象外とする。

別表2（第18条関係）
財産処分に係る納付額

区 分	説 明
(1)	有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
(2)	転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。

※ただし、次に掲げる場合は納付義務を免除する。

- (1) 災害又は火災（補助事業者の責めに帰することができない事由による場合に限る。）により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄
- (2) 補助事業による開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産を生産に転用（所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合

補助金等の交付に関する規則

昭和 35 年 7 月 1 日

京都府規則第 23 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、補助金等に関する事務の適正な運用を図るため、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務およびこの者に対する知事の権限等に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(この規則の拘束力)

第 2 条 この規則は、知事が事前に、若しくは補助金等の交付の決定を通知するに当たり、補助事業者等に対し、この規則を適用する旨を示した場合又は補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者(以下「申請者」という。)が知事の指示に基づき、申請に当たりこの規則により申請する旨を示した場合に限り、当該補助事業者等に対し、拘束力を有する。

(平 23 規則 13・一部改正)

(定義)

第 3 条 この規則において「補助金等」とは、知事が交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接または間接にその財源の全部または一部とし、かつ、その補助金等の交付の目的に従って交付するもの

(2) 利子補給金または利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第 1 号の給付金の交付または同項第 2 号の資金の融通の対象となる事務または事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行なう者をいう。

(補助事業者等の責務)

第 4 条 補助事業者等は、補助金等が府民から徴収された税金、国の補助その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令、条例または規則(以下「法令等」という。)の定めおよび補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行ない、または間接補助事業等を行なわなければならない。

(暴力団員等の排除)

第 4 条の 2 知事は、法令等に特別の定めがある場合又は知事が別に定めた場合を除くほか、京都府暴力団排除条例(平成 22 年京都府条例第 23 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対しては、補助金等を交付しない。

(平 23 規則 13・追加)

第2章 補助金等の交付の申請および決定

(補助金等の交付の申請)

第5条 申請者は、申請書に補助事業等に関する事業計画書、収支予算書、その他知事の必要とする書類を添え、知事が別に時期を定めたときはその時期までに知事に提出しなければならない。

2 申請者が法人でない団体である場合には、代表者を定めて申請し、申請書には前項に掲げる書類のほか、補助金等の申請及びこれにより生じるその補助金等に係る一切の事務手続についての団体構成員全員による委任状並びにその補助金等に係る一切の債務を団体構成員全員の連帯により負担する旨の誓約書を添えなければならない。ただし、知事が差し支えないと認めたときは、当該委任状若しくは誓約書のいずれか若しくは双方ともを添付せず、又は団体構成員の一部による同趣旨の委任状若しくは誓約書をもってこれらに代えることができる。

3 知事は、第1項の申請書に次に掲げる書類を添付させることができる。ただし、申請者が地方公共団体又は京都府公立大学法人若しくは京都府住宅供給公社、京都府道路公社若しくは京都府土地開発公社である場合は、この限りでない。

(1) 役員等名簿

(2) 誓約書

4 前項第1号の役員等名簿とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる者の氏名及びその振り仮名、役職名、生年月日並びに性別の一覧表をいう。

(1) 申請者が法人である場合 申請者の京都府暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人(以下「役員等」という。)

(2) 申請者が法人でない団体である場合 団体の構成員(当該構成員が法人の場合にあつては、当該法人の役員等)

(3) 申請者が個人である場合 申請者及びその京都府暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

5 第3項第2号の誓約書とは、補助金等の交付の申請者(申請者が法人でない団体である場合にあつては、当該団体の構成員全員)が暴力団員等に該当しない旨の誓約書をいう。

(平23規則13・一部改正)

(補助金等の交付の決定等)

第6条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、必要に応じて現地調査を行なうことがある。

2 知事は、補助金等の交付の申請があつた場合において、必要があるときは、補助金等の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、または交付の条件を附して補助金等の交付の決定をすることがある。

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金等の交付または不交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第8条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、次の各号に掲げる事情が生じたときは、補助事業等のうちすでに経過した期間にあたる部分にかかるものを除き、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに附した条件を変更す

ることがある。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部または一部を継続する必要がなくなつた場合
 - (2) 補助事業者等または間接補助事業者等が補助事業等または間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等または間接補助事業等に要する経費のうち補助金等または間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等または間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等または間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 知事は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務または事業に対しては、次の各号に定めるものについて補助金等を交付するものとする。
- (1) 補助事業等にかかる機械、器具および仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業等を行なうために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 3 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消にかかる補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。
- 4 第7条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(申請書等記載事項の変更)

第9条 補助事業者等が第5条の規定により提出した申請書またはその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、変更の内容および理由を記載した書類を知事に提出してその承認を受けなければならない。

第3章 補助事業等の遂行

(補助事業等の遂行)

- 第10条 補助事業者等は、法令等ならびに補助金等の交付の決定の内容およびこれに附した条件その他法令等に基く知事の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行なわなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資または利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。
- 2 補助事業者等は、間接補助事業者等が法令等および間接補助金等の交付または融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行ない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第3条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融通または利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をすることのないようにし、また、させなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、別に知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業等が法令等または補助金等の交付の決定の内容もしくはこれに附した

条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業等に対し、これらに従ってその補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

- 2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、その補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)その他知事が必要とするときは、別に知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した実績報告書に収支決算書その他知事の必要とする書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第 14 条 知事は、補助事業等の完了または廃止にかかる補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、必要に応じて現地調査等を行ない、その報告にかかる補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その補助事業者等に通知するものとする。

- 2 補助金等の交付の対象となつた工事について前項の規定による現地調査を行なう場合には、知事は必要と認める範囲内で破壊検査を行なうことがある。この場合においては、補助事業者等は、自己の負担において破壊箇所を補修しなければならない。

(是正のための措置)

第 15 条 知事は、補助事業等の完了または廃止にかかる補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告にかかる補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに附した条件に適合しないと認めるときは、その補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

- 2 第 13 条の規定は、前項の規定による命令に従って行なう補助事業等について準用する。

第 4 章 補助金等の返還等

(決定の取消し)

第 16 条 知事は、補助事業者等が第 4 条の 2 の規定に反して補助金の交付を受け、若しくは暴力団員等となり、又は補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助金等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、その間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 3 前 2 項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

- 4 第 7 条の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(平 23 規則 13・一部改正)

(補助金等の返還)

第 17 条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等のその取消にかかる部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるも

のとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 第 1 項の返還の命令にかかる補助金等の交付の決定の取消が前条第 2 項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があるときは、知事は、その補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、または返還の命令の全部もしくは一部を取り消すことがある。
- 4 前項の申請は、申請の内容を記載した書面に、その補助事業等にかかる間接補助金等の交付または融通の目的を達するためにとつた措置およびその補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第 18 条 補助事業者等は、第 16 条第 1 項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を府に納付しなければならない。
- 2 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、その返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、その返還を命じられた額に達するまでに順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命じられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まずその返還を命じられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を府に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命じられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 第 1 項の加算金及び第 4 項の延滞金の減免について、京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成 23 年京都府条例第 29 号)第 5 条に規定する規則で定める場合は、京都府延滞金等の徴収に関する条例施行規則(平成 23 年京都府規則第 30 号)第 2 条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる場合その他知事がやむを得ない事情があると認める場合とする。
- 7 補助事業者等は、前項の減免を受けようとする場合には、減免の内容を記載した書面にその補助金等の返還を遅延させないためにとつた措置及びその補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(昭 45 規則 22・平 23 規則 31・一部改正)

第 5 章 雑則

(財産の処分の制限)

- 第 19 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産で次に掲げるものを知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付

け、または担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額(加算金または延滞金を納付しなければならない場合にはそれらの額を含む。)を府に納付した場合または知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産およびその従物
 - (2) その他知事の定めるもの
- (立入検査等)

第 20 条 知事は、必要があるときは、補助事業者等に対して報告させ、調査もしくは検査に立合わせ、または職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることがある。

2 補助事業者等は、間接補助金等の交付の決定をするにあたっては、知事が必要に応じて間接補助事業者等に対して報告させ、調査もしくは検査に立合わせ、または職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることがある旨の条件を附さなければならない。

3 前 2 項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年規則第 22 号)
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、次に掲げる規則の規定は、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年規則第 13 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の補助金等の交付に関する規則(以下「新補助金等交付規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に交付する補助金等から適用する。

附 則(平成 23 年規則第 30 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(利率等の表示の年利建て移行に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の利率等の表示の年利建て移行に関する規則附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年規則第 31 号)抄
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第 4 条の規定による改正後の京都府会計規則第 76 条第 2 項の規定は、平成 23 年 4 月 27 日から適用する。
(経過措置)

2 この規則の施行前にしたこの規則による改正前のそれぞれの規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づく申請等の行為については、この規則による改正後のそれぞれの規則(以下「新規則」という。)の規定に基づいてしたものとみなす。